

第 1 2 3 号議案

足立区特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例  
足立区特別職議員報酬等審議会条例（昭和 3 9 年足立区条例第 4 4 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「副区長」の次に「、教育委員会教育長」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

教育長の給料の額を審議対象に加える必要があるので、この条例案を  
提出いたします。